



計量証明書

第 26B-0331-1 号

令和8年 8月 7日

反田 久子

様

〒406-0031
山梨県笛吹市石和町市部1125番1
TEL: 055-267-9611 FAX: 055-267-9612
計量証明事業 山梨県知事登録 濃証第08-4618号
衛生検査所 山梨県知事登録 第25号
株式会社 AKI研究所
環境計量士 第二環 39号 船坂 鑑三

試料名 : 最終処分場地下水

試料の由来 : 自社採取

採取日時 : 令和8年 7月23日 10 時 35 分

特記事項 : 水温: 34.2 °C

令和8年 7月23日 御依頼による試料の計量結果を次の通り証明いたします。

計量の対象	単位	計量の結果	計量の方法
カドミウム	mg/L	0.0003 未満	JIS K 0102-3 14.3
全シアン	mg/L	0.1 未満	JIS K 0102-2 9.3.2及び9.5
鉛	mg/L	0.001 未満	JIS K 0102-3 13.4
六価クロム	mg/L	0.02 未満	JIS K 0102-2 24.3.1
ひ素	mg/L	0.001 未満	JIS K 0102-3 20.4
総水銀	mg/L	0.0005 未満	昭和46年環境庁告示第59号付表2
アルキル水銀	mg/L	0.0005 未満	昭和46年環境庁告示第59号付表3
PCB(ポリ塩化ビフェニル)	mg/L	0.0005 未満	昭和46年環境庁告示第59号付表4
ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	JIS K 0125 5.2.2
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	JIS K 0125 5.2.2
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	JIS K 0125 5.2.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	JIS K 0125 5.2.2
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	JIS K 0125 5.2.2
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0005 未満	JIS K 0125 5.2.2
次頁へ続く			

備考



計量証明書

第 26B-0331-2 号

令和8年 8月 7日

反田 久子 様

〒406-0031
山梨県笛吹市石和町市部1125番1
TEL: 055-267-9611 FAX: 055-267-9612
計量証明事業 山梨県知事登録 濃証第08-4618号
衛生検査所 山梨県知事登録 第25号
株式会社 AKI研究所
環境計量士 第 環 39号 船坂 鎌三

試料名 : 最終処分場地下水

試料の由来 : 自社採取

採取日時 : 令和8年 7月 23日 10 時 35 分

特記事項 : 水温: 34.2 °C

令和8年 7月 23日 御依頼による試料の計量結果を次の通り証明いたします。

計量の対象	単位	計量の結果	計量の方法
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	JIS K 0125 5.2.2
トリクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	JIS K 0125 5.2.2
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	JIS K 0125 5.2.2
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	JIS K 0125 5.2.2
チウラム	mg/L	0.0006 未満	昭和46年環境庁告示第59号付表5
シマジン	mg/L	0.0003 未満	昭和46年環境庁告示第59号付表6第1
チオベンカルブ	mg/L	0.002 未満	昭和46年環境庁告示第59号付表6第1
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	JIS K 0125 5.2.2
セレン	mg/L	0.001 未満	JIS K 0102 67.3
1,4-ジオキサン	mg/L	0.012	昭和46年環境庁告示第59号付表7第3
クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	mg/L	0.0002 未満	平成9年環境庁告示第10号付表第2
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	7.4	JIS K 0102-1 18 及び 21.4
— 以下余白 —			

備考